



経営支援・人材育成課  
木下 浩人

経営に役立つ情報はこちら。



## 知っ得！ お役立ち

# 情報

### 来年4月から働き方改革関連法が施行されます 準備は順調に進んでいますか？

働き方改革関連法のポイント  
を10月から3回に分けて解説し  
てきましたが、今月は「同一労  
働同一賃金」を解説します。

#### 同一労働同一賃金の考え方

同一労働同一賃金とは、「企  
業内で、職務の内容が同一であ  
れば、同じ賃金にしなさい」と  
いう考え方です。

この項目でのポイントは次の  
3点に集約されます。

#### 1 不合理な待遇差とは

企業内で、職務内容と責任  
の程度、職務内容・配置の変更  
範囲が同一であるにもかかわらず、  
正社員か非正規社員等の理  
由で賃金等の待遇差をつけては  
いけないということです。

例えば、パートタイムや有期  
雇用の労働者を雇用する場合、  
基本給や賞与、役職手当、食事  
手当、福利厚生、教育訓練等  
個々の待遇ごとに、正社員との  
均等・均衡待遇が細かく、明確  
化されました。

また派遣労働者の場合も、派

遣先企業の労働者間における不  
合理的な待遇の相違が禁止されま  
した。

#### 2 労働者に対する待遇の 説明義務

説明義務

今回の法改正では、経営者は  
パートタイム・有期雇用・派遣  
労働者に対して、説明しなけれ  
ばならない内容がそれぞれ定め  
られました。

まず、パートタイム・有期雇  
用・派遣労働者から正規雇用労  
働者と賃金や福利厚生、教育訓  
練等待遇差の内容・理由等につ  
いて説明を求められた場合、こ  
れに応えることが義務付けられ  
ました。

更に、有期雇用労働者に対し  
ては、本人の待遇内容や待遇決  
定に際してなどの考慮事項に関  
する説明についても義務付けら  
れました。

また、当然、パートタイム・  
有期雇用・派遣労働者が待遇差  
の内容・理由の説明を求めた場  
合の不利益な取り扱いも禁止さ  
れました。

#### 3 施行は2020年4月1日から

中小企業は2021年4月1  
日から、大企業は2020年4  
月1日から施行されます。

#### 同一労働同一賃金のまとめ

同一労働同一賃金では、①各  
報酬項目が何を根拠として何に  
支払われているのか、②賃金の  
支給対象者である正社員と短時  
間・有期雇用労働者等の間にあ  
る差異とは何か、この2点を明  
らかにする必要があります。

また、同一労働同一賃金に見  
直す方向性としては、①報酬制  
度を見直す方法、②業務分担・  
役割分担を見直す方法の2つが  
考えられ、実際には、この両面  
からの検討が必要になると考え  
られます。

福井商工会議所では随時、社会  
保険労務士等、専門家との相談も  
受付していますので、働き方改革  
対応等でお悩みの経営者の方は、  
お気軽にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

福井商工会議所 経営支援・人材育成課

TEL 0776(33)8283